

占領下沖縄における社会科の誕生

萩原真美*

Introduction of social studies in occupied Okinawa

HAGIWARA Mami

Abstract

In this paper, I aim at clarifying part of the educational situations of the earlier stages of occupied Okinawa by analyzing the process of introducing social studies in Okinawa.

In April 1946, Okinawa took the 8-4 educational system. Under this system, they didn't have a subject called social studies. Instead, there were such subjects as history, geography, and civics in the humanities.

And the contents of history, geography, and civics in Okinawa were different from those taught in the Japanese prewar-education. Japanese teaching materials were banned, and instead, they taught Okinawa's history, geography, and civics, which were called "the WAY of Okinawa". It reflected occupational politics of the U.S.A and the intention of the U.S. military government.

The 8-4 educational system was abolished only after two years, and then, it changed into the 6-3-3 educational system. At the same time, the subject of social studies was introduced.

The conclusion is that the introduction of social studies in postwar Okinawa's education reflects the wish of people engaged in Okinawa's educational administration who aimed at making the education in Okinawa at mainland Japan's level.

Key words: occupied Okinawa, the 8-4 educational system, the 6-3-3 educational system, the WAY of Okinawa, mainland Japan's level

はじめに

1945年4月以降1972年5月に本土復帰するまで、沖縄¹は日本の施政権から分離され、アメリカの統治下におかれた。アメリカによる沖縄統治は、1945年4月、米海軍軍政府の樹立により始まった。軍政府の目的は、「軍事上の任務の遂行を可能な限り最大限に促進すること」²で、「軍政府の目的を推進する限りで、またそれに矛盾しない範囲で、現存する現地政府の機関を利用すること」³とされた。だが、沖縄戦により、沖縄県庁をはじめとした沖縄の行政機関は破壊されており、新たな行政組織を築く必要があった。1945年8月に沖縄諮詢委員会が発足し、1946年4月に沖縄民政府、1950年11月に群島政府、1951年4月に臨時中央政府、1952年4月に琉球政府となった。このように、沖縄では占領直後、米海軍による直接軍政が布かれた後、その傘下におかれた沖縄の行政組織により間接統治となり、対沖縄占領政策が実行された。なお、間接統治開始後も、アメリカ側の統治機構は存在し、1946年7月に海軍から陸軍政府へ移行し、1950年12月以降は米国民政府(USCAR)となった。一方、教育政策は、教育行政組織により実施されたが、「占領支配下の教育行政は、アメリカ側・USCARによる民間

キーワード：占領下沖縄、八・四制、六・三・三制、沖縄の道、本土並み

*平成25年度生 人間発達科学専攻

情報教育部（CIE）の流れと、沖縄側では民政府・群島政府時代の文化部・文教部等、琉球政府時代の中央教育委員会・文教局等による教育行政の二重構造をもっていた⁴。ただし、最終的な政策決定の権限はアメリカ側にあり、沖縄側はアメリカ側の布告・布令・命令に逸脱しない範囲で、教育政策を実施していた。

米軍政府は、対沖縄占領政策の中でも、いち早く教育政策に着手している。占領初期のアメリカによる対沖縄教育政策に関する研究に、森田俊男『アメリカの沖縄教育政策』⁵がある。森田は、学校の設立や教科書編纂、沖縄文教学校開設など、米軍政府が実施した教育政策を挙げながらその特徴を述べている。また、アメリカの教育政策が「沖縄の道」⁶を重視していたと指摘しているが、あくまで沖縄占領の土台をつくるために、「軍事占領に従順な“民主的”沖縄人の造出」⁷をする必要があったからだとして述べている。大内義徳「アメリカの対沖縄占領教育政策」⁸は、沖縄軍政計画における教育計画の特徴を踏まえた上で、占領直後の米軍教育将校だったハンナなどから直接聞き取りをし、教育政策を担当した当事者側から、対沖縄教育政策について詳細に論じている。大内は、占領下の沖縄では、軍政計画に沿って教育政策が実行されたが、特に海軍政府期は、ハンナの裁量によるところが大きかったとしている。一方、アメリカの教育政策に対する、沖縄の教育行政側の対応に関する研究に、小林文人「教育基本法と沖縄—社会教育との関連をふくめて—」⁹がある。小林は、沖縄の四群島（宮古、八重山、奄美、沖縄）における教育基本法の導入について、各群島の教育行政側の動向から論じている。教育基本法の導入は、群島毎に時期や経緯が異なっていたが、いずれの群島にも、「法律も学制も本土と同一にして復帰にそなえるという民族主義的な教育観」¹⁰があったとしている。

占領初期の沖縄の教育行政側は、本土の教育法令や諸制度を、本土に1～数年遅れて、アメリカ側の布告・布令・命令に逸脱しない範囲で導入していた。その例として、六・三・三制や教育基本法などが挙げられる。六・三・三制は、奄美、沖縄、宮古で本土より1年遅れの1948年度から導入された。八重山では、1947年度から六・三・三制と八・四制の二本建学制となり、1949年度から完全に六・三・三制となった¹¹。教育基本法は、部分的に修正された上で、「まず宮古（1948年）、そして八重山（1949年）と奄美（1949年）の、それぞれの民政府時代に、また沖縄本島は群島政府時代に教育基本条例（1951年）として姿をあらわ」¹²した。これまでの研究では、沖縄に本土の教育法令・諸制度を導入する際、本土との時間的なズレがあったことが論じられてきた。だが、その原因については十分に検証されていない。そこで、本稿では、本土の教育法令・諸制度導入における、本土と沖縄の時間的なズレの原因を明らかにすることを目的とする。なかでも、沖縄に最も早く導入された本土の制度である六・三・三制に伴って設置された、社会科に注目したい。なぜなら、社会科の設置は、対日教育占領政策の中でも、アメリカが重視したものの一つである故、その設置過程における沖縄と本土の差異を分析することで、両者の時間的なズレの原因が見いだせると考えられるからである。だが、従来の研究では、沖縄の社会科が六・三・三制導入に伴って設置されたことを指摘するに留まっており¹³、その経緯を論じたものは管見の限りない。そこで本稿では、沖縄の社会科導入の経緯から、教育法令・諸制度導入における、本土と沖縄の時間的なズレの原因を検証する。

1. アメリカの対沖縄占領政策方針と教育占領政策

(1) 対沖縄占領政策方針の特徴

川平成雄は、沖縄占領の基本的な指令は、1945年1月12日付、米国統合参謀本部から太平洋方面米国艦隊最高司令部宛に出された「日本の周辺諸島における軍政府に関する指令」¹⁴によりはじまったと指摘している¹⁵。その内容は、軍事上の任務遂行が前提となっており、軍政府を樹立し、「可能であれば、現地住民が慣れ親しんでいる管理技術を用いること」¹⁶とある。また、「軍事上の便宜が許す範囲で、あらゆる歴史的、文化的、宗教的な対象物を保護し保存しておくこと」¹⁷とあるが、沖縄の独自性を尊重しようとしていたことが窺える。この部分は、後に「沖縄の道」と言われるようになる。そして、1945年4月、その指令を引き継ぐ形で、「米国軍占領下ノ南西諸島及其近海居住民二告グ」、いわゆるニミッツ布告が出された。それにより、日本の行政権は完全に停止され、米軍の命令に服従しなければならない状況となった。

さて、占領初期の段階から、「軍部としては沖縄を日本から分離して占有し、軍事戦略上の拠点とすることを企図していた」¹⁸。そのため、軍部は、沖縄戦中から住民を収容所に収容し、住民不在の土地を接収して基地建

設を行っていった。その結果、軍用地やその候補となった地域の住民は、元の土地に帰ることが許されず、しばらくの間、収容所での生活を余儀なくされた。しかし、「日本からの分離」、いわゆる「本土との切り離し」は、「日本の周辺諸島における軍政府に関する指令」やニミッツ布告には示されていない。それは、対沖縄占領方針を決定していた国防省に、日本と沖縄を切り離す考えはなく、軍部との意見の一致が見られなかったからである。だが、1947年の冷戦勃発により、日本の非軍事化・非武装化を掲げていたアメリカの対日政策は、親米政権の維持・強化、ソ連の共産主義勢力からの「封じ込め」政策へ転向する。その結果、日本を共産主義勢力から「防衛」するために、軍事戦略上、沖縄が重要とされ、米本国政府も、沖縄を長期保有する方向へシフトしていった。一方、この時期、日本側からも、日本に主権をおいたままアメリカによる沖縄の長期占領を望む「天皇メッセージ」が出された。このように、日米両国は、沖縄の基地建設をめぐる利害が一致し、最終的にサンフランシスコ平和条約締結によって、沖縄が「日本から切り離された」のである。

以上、占領初期のアメリカによる対沖縄占領政策方針を見たが、その特徴として、「米軍政府による間接統治」、「住民が慣れ親しんでいる管理技術の利用」、すなわち「戦前の諸制度の利用」、沖縄の独自性を尊重し、新たな沖縄を建設していこうとする姿勢である「沖縄の道」が挙げられる。ただし、日本と沖縄との分離を望んでいた軍部は、占領方針として定められていなかった占領当初から、離日を意識した政策を実行していた。よって、本稿では「本土との切り離し」も対沖縄占領方針の一つに含め、この4点が、教育占領政策にどう反映されたかをみていく。

(2) 対沖縄教育占領政策

対沖縄教育占領政策は、1945年4月以降、米軍政府の教育部が行っていたが、諮詢委員会発足以後は、米軍政府教育部の指示の下、諮詢委員会教育部、1946年1月以後は沖縄文教部、沖縄民政府発足以後は軍文教部内の文教部、琉球政府発足以後は中央教育委員会や文教局で実施された。当初、米軍側は教育部担当将校のハンナが、沖縄側は文教部の山城篤男が中心となり、その任務に当たった。なお、諮詢委員会や沖縄民政府の職員は、沖縄人とされた。また、沖縄ではCIEの直接的な関与はなかった¹⁹が、この2点が本土との大きな違いである。ただし、全くCIEの影響がなかったわけではない。ハンナは、必要に応じて東京のCIE教育課のスタッフを訪ね、有益な情報を得ていた²⁰。

さて、対沖縄教育政策方針は、「実施要領」²¹のⅢ統治3情報、C文化的制度に述べられている²²。その中の、「(c)児童の緊急計画の準備」には、「三、日本の教育制度のあらゆる国家主義的特徴は禁止されること。修身や道德の授業、神道の儀式、東京へ向って礼をする儀式は禁止されること。問題のある部分は使用中の教科書から削除されること」「四、計画はまず民間収容所内の初等学校段階の児童を対象に着手され、そして状況次第で年長児童や収容所外の児童をも対象にするよう許可を広げること。(後略)」²³とある。三は、対沖縄占領方針として明示されていなかったが、本土と同様、戦前の国家主義教育は禁止されたことが分かる。

これに沿う形でまず実施されたのが、小学校の再開である。「実施要領」の「(d)他の教育活動の準備」に、「三、正規の教育制度の再建 軍政府副長官によって許可されたとき、教育の正規の制度が再建される。(中略)制度は初等段階から始まり、十分な統制がなされ得ると思われる範囲で拡大されること」²⁴と定められ、最も早く再開されたのは、1945年4月6日に開校した高江洲小学校であった²⁵。学校の再開に次いで、同年8月、ガリ版刷り教科書の編纂が開始された。編纂にあたり、軍政本部から厳しい指示があり、「超国家的、軍国主義的、日本的な教材は全く許されず、原稿はいちいち英文に翻訳して厳重な検閲を受けた」²⁶が、ここから「本土との切り離し」がみてとれる。その後、1946年1月、教員不足を補うため、短期で教員養成をする沖縄文教学校が設立、同年4月1日、初等学校に附属する1年制の幼稚園、8年制の初等学校、4年制の高等学校からなる八・四制となった。同月、初等学校令が公布されたが、その中には初等学校令施行規則が定められ、その教則が10項目示された。そのうち、「一、初等学校ニ於テハ新沖縄建設ノ精神ヲ体シ、其ノ使命ヲ自覚セシメルコト」「四、沖縄文化ノ向上ヲ図リ東亜及ビ世界ノ大勢ニ就イテ知ラシメ、特ニ米国ノ国情ニ通セシメ宏大ナル理想ヲ与フルコト」「五、沖縄人ノ業績ヲ顕揚シ其ノ短所ヲ匡正シ長所ヲ啓培シ、特ニ世界ノ新情勢ニ伴ヒ来ル各種ノ弊ニ陥ラザル様注意スルコト」²⁷は、「沖縄の道」に関するもので、このことから、「沖縄の道」を重視していたと言える。

以上、占領初期の対沖縄教育政策をみてきたが、米軍政府による間接統治だったことや、初等学校令施行規則

の教則に、「沖縄の道」が盛り込まれているなど、対沖縄占領政策方針に沿って実行されていた。「本土との切り離し」に関しては、占領直後の1945年4月に、国民学校を改め、小学校を再開することに始まり、教科書編纂に関する指示の内容や、沖縄の行政側の職員は沖縄人とされたことなどに表れていた。また、本土と同様、国家主義教育は禁止されたが、沖縄の方が本土より早い段階で禁止されていた。

次に、沖縄で社会科が導入されることになった直接的な要因である、六・三・三制採択の経緯をみることにする。

2. 八・四制から六・三・三制へ

沖縄では1946年4月に採択された八・四制が、わずか2年後に廃止され、1948年4月より六・三・三制となった。このように、一転して六・三・三制が導入されたのは何故だろうか。沖縄県教育委員会編『戦後の沖縄教育史』には、次のように書かれている。

本土においては、すでに米国教育使節団の勧告に基づき、教育の大改革が断行され、従来の中央集権から地方分権へ、官僚制から民主化へ、男女共学と教育の機会均等、教育系統の単一化等が、教育基本法、学校教育法等の法の根拠を得て実施された。沖縄民政府も本土のこのような情勢にかんがみて、学制改革要綱を作成し、1948年の4月からの実施を目途に各関係機関及び各市町村当局、教育関係者への啓蒙に乗り出した²⁸。

「本土の情勢にかんがみて」というのが六・三・三制への変更理由のようだが、その最初の動きは、沖縄民政府文教部長により各学校長や各市町村長などに対して出された、1948年1月16日の文教第25号「学制改革六・三・三制実施について」である。これは、学制改革の趣旨を徹底するための協議会（以下、趣旨徹底協議会）の案内として出された文書だが、趣旨徹底協議会は、1月19日から29日までの間、沖縄島を14の地域に分け、文教部の委員が出向いて制度の説明をするものであった²⁹。そして、沖縄民政府は、軍政府に学制改革の許可を得るべく、まだ趣旨徹底協議会が終わっていない1948年1月21日付で、その申請を行った。それに対し、軍政府は3月18日付の「関連文書沖縄知事覚書第15号」を以って、六・三・三制変更申請を認可した。

このように、わずか数か月間で、各市町村や学校長などに呼びかけ、さらに軍政府の許可を得て六・三・三制への学制改革を行ったが、それはどういった事情からだろうか。文教部長の山城は、「新学制六・三・三を語る」のなかで、この新制度が採用実施に至った経緯について、次のように答えている。

六・三・三制度は早晩沖縄教育に採り入れねばならぬと、以前より考えられていたが、終戦直後の建設にあたって軍政府から8ケ年の初等教育を認可して貰った事情から、これを急に変更するわけにはいかなかった。八・四制を採ることとし高等学校を4ケ年としたのである。（中略）さて1947年の秋であった。いよいよ民政府の行政費は民政府自体で支弁するよう予告されたので、文教部の方針はここに断固として新制度採用に決定したのである。（中略）行政部面で民政府の半分に近い予算を占める文教部としては常に財政問題を考慮に入れねばならなかったのである³⁰。

山城は、六・三・三制採用の理由として、財政上の問題を強調している。加えて、沖縄民政府は1948年1月21日付の軍政府への六・三・三制認可の申請で、「新制度ハ別紙ニ示ス通りニ経費ノ節約ニナルノデ新年度ノ予算節減ニ適応スル」³¹という文言を掲載していることから、六・三・三制の採択をあくまで財政上の理由としている。

3. 社会科の誕生

(1) 人文科から社会科へ

八・四制の時期、後の社会科となる科目は、どのように位置づけられていたのだろうか。「1946年度初等学校教科科目配当表及び高等学校教科科目配当表」³²によると、「修身」は存在せず、初等学校・高等学校共に、人文科の中の一科目として「公民」「歴史」「地理」が設置されていた。これは戦前の国民科が基になっており、「地理」は変更されず、国民科を人文科に、修身を「公民」に、国史を「歴史」に置き換えたと考えられる。本土では停

止されていた「地理」「歴史」が、沖縄では人文学の科目として残されたことから、当初社会科を導入する意向はなかったと言える。このことは、沖縄に社会科を導入するにあたり、本土と時間的なズレが生じた、大きな要因と言えるのではないだろうか。

さて、人文学「公民」「地理」「歴史」は、どのような内容だったのだろうか。初等学校及び高等学校人文学「公民」「歴史」「地理」の内容をまとめた【表1】から、その特徴を分析する。

「公民」は、初等学校1年次から高等学校4年次までを通して学習する科目である。初等学校1～3年次では生活指導・礼法を、4～6年次では道徳一般礼法を、7～8年次で公民道徳・礼法を、高等学校1～2年次で公民道徳を、3～4年次で倫理学や社会思想を学ぶ。また、学年別に学期毎に扱うべき題材が配当されている「人文学公民題材配当表」³³には、さらに詳しい内容が定められている。初等学校1～6年次までは生活教材や礼法、訓話といった、戦前の修身で扱う類のもの、初等学校7～8年次では政治や裁判といった公民的なもの、高等学校1～2年次では法制的・経済的・社会的なもの、高等学校3～4年次では、倫理や、東洋・西洋の思想が題材となっている。なかでも、初等学校7～8年次で学習する公民的題材に、「沖縄民政府」や「沖縄の政治」「沖縄の経済」「沖縄の文化」があるのが特徴的である。

「歴史」「地理」は、初等学校4年次から学ぶ科目で、4年次では「歴史」と「地理」を分けずに、「郷土の観察」となっている。5年次からは「歴史」と「地理」に分かれるが、「歴史」では、5～6年次で沖縄史の概要を、7～8年次で沖縄中心の東洋史・西洋史を、高等学校では1～4年次を通して沖縄中心の東亜史・西洋史となっている。「地理」では、初等学校5～8年次で沖縄中心の地理の概要を、高等学校では、1～2年次で外国地理を、3年次で地理概説を、4年次で沖縄中心の地理を学習する。

以上、「公民」「歴史」「地理」の内容を見たが、戦前にもあった「郷土の観察」が、初等学校4年次に設けられているが、全体としては「沖縄の政治」、「沖縄史」、「沖縄中心の…」といった、「沖縄」のことを中心に学ぶ内容になっている。なお、実業高等学校でも、社会科は存在しなかったが、その教科科目時間割配当表によると、生活科の中に「郷土地理」、「郷土史」が設置されていた³⁴。これらの科目では、戦前の教科書は使用されず、『公民科教育資料 礼法要項』³⁵、『沖縄歴史』³⁶など、新たに作成されたガリ版刷り教科書が用いられた。

さて、沖縄の社会科は、初等学校及び中等学校全学年と高等学校で実施された³⁷。社会科の導入については、文教部長により出された、1948年1月16日付文教第25条「学制改革六・三・三制度実施について」に初めて登場する。その中の、「新制度による中等学校設立要項」に「教科目並に教授時数」が示された。教科目は、文学、社会科、英語、数学、理科、音楽、図画工作、体育、職業（又は実業科）、選択科目であった。なお、学制改革要綱には、1948年4月より実施する教科の中に社会科が挙げられているが、1948年9月に出された『社会科について』³⁸のはしがきによると、「新学年度から実施される六・三・三の学制大革新に伴って新しく社会科という

【表1】初等学校及び高等学校人文学（公民・歴史・地理）内容表（1946.4—1948.3）

		公 民	歴 史	地 理
初等学校	1年	生活指導・礼法（1）	—	—
	2年	生活指導・礼法（1）	—	—
	3年	生活指導・礼法（1）	—	—
	4年	道徳一般礼法（1）	郷土の観察（1）	
	5年	道徳一般礼法（1）	沖縄史の概要（1）	沖縄中心の地理の概要（1）
	6年	道徳一般礼法（1）	沖縄史の概要（1）	沖縄中心の地理の概要（1）
	7年	公民道徳・礼法（1）	沖縄中心の東洋史・西洋史（1）	沖縄中心の地理の概要（1）
	8年	公民道徳・礼法（1）	沖縄中心の東洋史・西洋史（1）	沖縄中心の地理の概要（1）
高等学校	1年	公民道徳（1）	沖縄中心の東亜史・西洋史（1）	外国地理（1）
	2年	公民道徳（1）	沖縄中心の東亜史・西洋史（1）	外国地理（1）
	3年	倫理学・社会思想（1）	沖縄中心の東亜史・西洋史（1）	地理概説（1）
	4年	倫理学・社会思想（1）	沖縄中心の東亜史・西洋史（1）	沖縄中心の地理（1）

注：（ ）の数字は、週当たりの配当時間を表す。

出典：沖縄文教部長「教科科目内容表に関する件」1946.4.16より作成

科目が生まれます³⁹⁾とあることから、実際に沖縄で社会科が教科として教えられるようになったのは、1949年4月だと考えられる。

ところで、社会科の目的は、戦前の体制を払拭し、民主主義の下、社会の発展に貢献する人間、すなわち公民の育成にあった。だが、沖縄では、学制改革を行おうとしてから六・三・三制が布かれるまでの期間が非常に短く、社会科の意義に関する議論が全く交わされないまま、社会科が新設されることになった。それ故、沖縄での社会科導入にあたり、本土の社会科関連の資料を転用した可能性が考えられないだろうか。次に、文部省編『昭和22年度学習指導要領社会科編Ⅰ（試案）』（以下、『社会科編Ⅰ』）⁴⁰⁾と文教部編『社会科について』を比較することで、沖縄の社会科の特徴を見ることにする。

(2) 沖縄の社会科の特徴—『社会科について』と『社会科編Ⅰ』の比較から—

沖縄の社会科の特徴をみるにあたり、まず、『社会科について』と『社会科編Ⅰ』の目次を比較する。両者を比べると、『社会科編Ⅰ』の「第一章序論」の各節と、『社会科について』の第1～第6が完全に一致していることが分かる。よって、『社会科について』は、『社会科編Ⅰ』の「第一章序論」に倣って作成されたと考えられる。『社会科について』と、『社会科編Ⅰ』「第一章序論」の内容を比較したところ、『社会科について』には、『社会科編Ⅰ』を要約している部分や、一部異なる記述がみられた。また、『社会科編Ⅰ』には書かれていることで、『社会科について』には書かれていない箇所があり、両者は完全に一致しているわけではなかった。さて、【表2】は、社会科で扱う内容に関する記述のうち、『社会科について』と『社会科編Ⅰ』の異なる部分について比較したものである。

【表2】によると、『社会科編Ⅰ』に「我が国」とある部分は、『社会科について』では、それが使用されていない、あるいは、「沖縄」「沖縄及びこれと関係が深い外国」に言い換えられている。また、『社会科編Ⅰ』に「国家の政治機構」とある部分は、『社会科について』では、「沖縄の政治機構」となっている。また、『社会科編Ⅰ』には、「もちろん、それは教育界だけのことでなく、わが国で社会一般に通じて行われていたことであって、このわざわいの結果は、今回の戦争となって表れたと言ってもさしつかえないのであろう」という文言があるが、『社会科について』には、それが書かれていない。このように、『社会科について』は、『社会科編Ⅰ』と酷似しているが、「我が国」を「沖縄」にするなど、異なる部分が見られる。それは、沖縄文教部側が、表向きはアメリカの占領政策方針である「沖縄の道」に則っていることを示しつつ、本土と結びついておこうとする姿勢の表れと言えないだろうか。

ところで、当時の沖縄にとって、本土資料の入手は非常に困難だったが、なぜそこまでして、早急に六・三・

『社会科について』目次

- 第1 社会科とは
- 第2 社会科の目標
- 第3 社会科に関する青少年の発達
- 第4 社会科の学習指導法
- 第5 社会科の教材
- 第6 学習指導の判定

『学習指導要領社会科編Ⅰ（試案）』の目次

- 第一章 序論
 - 第一節 社会科とは
 - 第二節 社会科の目標
 - 第三節 社会科に関する青少年の発達
 - 第四節 社会科の学習指導法
 - 第五節 社会科の教材
 - 第六節 学習指導の判定
- 第二章 第六学年までの社会科
- 第三章 第一学年
- 第四章 第二学年
- 第五章 第三学年
- 第六章 第四学年
- 第七章 第五学年
- 第八章 第六学年
- 附 作業単元の例

【表2】社会科で扱う内容の相違点の比較

『社会科について』	『社会科編 I』
従来の教育、特に修身や歴史、地理などの教授において見られた大きな欠点は、事実やまた事実と事実とのつながりなどを、正しくとらえようとする青少年自身の考え方あるいは考える力を尊重せず、他人の見解をそのままに受け取らせようとしたことである。これはいま、十分に反省されなくてはならない。自主的科学的な考え方を育てていくことは、社会科の中で行われるいろいろな活動にいつも工夫されていなければならない。(3頁)	従来の我が国の教育、特に修身や歴史、地理などの教授において見られた大きな欠点は、事実やまた事実と事実とのつながりなどを、正しくとらえようとする青少年自身の考え方あるいは考える力を尊重せず、他人の見解をそのままに受け取らせようとしたことである。これはいま、十分に反省されなくてはならない。もちろん、それは教育界だけのことでなく、 <u>わが国で社会一般に通じて行われていたことであって、このわざわいの結果は、今回の戦争となって表れたと言ってもさしつかえないのであろう。</u> 自主的科学的な考え方を育てていくことは、社会科の中で行われるいろいろな活動にいつも工夫されていなければならない。(2頁)
社会生活がいかなるものであるかを理解させ、これに参与し、その進展に貢献する能力態度を養うということは、 <u>今度の社会科ではじめて試みたことであるが…これは教育全体の仕事として従来もやったことである。</u> 修身・公民・地理・歴史・実業等の課目は、直接この仕事にたずさわって来たのである。けれども、それらの科目は、青少年の社会的経験そのものを発展させることに重点をおかないで、ともすれば倫理学・法律学・経済学・地理学・歴史学などの知識を青少年にのみこませることにきゅうきゅうとしてしまったのである。(4頁)	社会生活がいかなるものであるかを理解させ、これに参与し、その進展に貢献する能力態度を養うということは、 <u>そもそも教育全体の仕事であり、従来も修身・公民・地理・歴史・実業等の科目は、直接この仕事にたずさわって来たのである。</u> けれども、それらの科目は、青少年の社会的経験そのものを発展させることに重点をおかないで、ともすれば倫理学・法律学・経済学・地理学・歴史学などの知識を青少年にのみこませることにきゅうきゅうとしてしまったのである。(3頁)
沖縄及びこれと関係深い外国の天然資源を調べる。(22頁)	我が国における天然資源を調べる。(76頁)
その政治機関に関する知識を獲得する。(25頁)	国家の政治機構に関する知識を獲得する。(116頁)
沖縄の将来の発展を考え、これに対する適応を工夫する。(25頁)	我が国の将来の発展を考え、これに対する適応を工夫する。(122頁)
沖縄の工業の将来について考察する。(26頁)	我が国の工業の将来について考察する。(132頁)

注：下線部は、『社会科について』と『社会科編 I』の異なる箇所、()は、掲載ページを表す。

三制への学制改革を行い、社会科を導入したのだろうか。2で、社会科実施の直接的な要因である六・三・三制導入の理由を、文教部としての方針により示した。本土で実施していた社会科を、沖縄でも取り入れることは、本土の情勢に合わせる動きである「本土並み」と言えよう。文教部編集課長だった仲宗根政善も、「日本から独立して行かうという考えは教育界にはなかったでしょうし、やはり祖国復帰を望んでいましたから」⁴¹と述べていることから、文教部には、「本土並み」を志向していた人がある程度いたと考えられる。

おわりに

本稿では、占領初期の沖縄で社会科が誕生した経緯を、対沖縄占領方針や教育政策と照らし合わせて検証してきたが、その結果明らかになったことは、次の3点である。1点目は、八・四制の時期には社会科は存在せず、人文科の科目として「公民」「歴史」「地理」が置かれていた点である。本土では三教科停止指令により、「修身」「日本歴史」「地理」の授業が停止され、社会科の設置が想定されていたのとは大きく異なる。これは、1で述べた、占領方針の一つに挙げられている、「軍政府の目的に反しない範囲で、既存の制度などを利用する」ことが可能だったため、戦前の科目名であった「地理」「歴史」をそのまま用いたと考えられる。2点目は、人文科の「公民」「歴史」「地理」の内容が日本のことではなく、「沖縄の政治」「沖縄史」「沖縄の地理の大要」といった、沖縄を重視した内容であった点である。日本的な教材が禁止されていたため、その代わりに沖縄を重視した教授内容となっ

ていた。それは、対沖縄占領政策の一つである「沖縄の道」であると同時に、「日本的な教材の禁止」という教育政策方針に則っていたと言える。つまり、「沖縄の道」を採用することで、「本土との切り離し」を画策していたということである。3点目は、1948年4月に六・三・三制の導入と同時に社会科が設置されたが、このこと自体が「本土並み」の表れではないかということである。3において、文部省発行の『社会科編I』と、文教部発行の『社会科について』を比較したが、目次の項目も一致しており、内容や形式が酷似していた。記述が異なる箇所もみられたが、「我が国」を「沖縄」へ変えるなど、どうしても同じ表現にすることができなかった部分を、最低限「修正」したという感は否めなかった。

以上、占領下沖縄における社会科の誕生に関して明らかになった点を挙げたが、その経緯には、沖縄の教育行政を担っていた人々の志向が窺えるのではないだろうか。小熊英二は、占領初期の沖縄ではその帰属は不明のままだったとし、「当面予想されていた選択肢は、ほとんど議論の対象とならなかった中国帰属を除けば、日本復帰、アメリカによる信託統治、独立の三つだった」⁴²と指摘している。また、奥平一は、サンフランシスコ平和条約施行をもって、沖縄が本土と分離されたため、1952年以降、教育制度・行政・内容共に日本に準じ、日本の教育法規を採用するといった「本土並み」の志向が強くなり、日の丸掲揚運動などが展開された⁴³と述べている。小熊の指摘するように、占領初期は沖縄の帰属が確定せず、その帰属認識は揺らいでいたと思うが、だからと言って、奥平の言うように、1952年以降に「本土並み」が強くなっていったと言い切れるだろうか。1で、沖縄で社会科が導入された1948年頃は、アメリカが、日本から沖縄を切り離そうとしていた時期だったと指摘した。そういった風潮の中、本土との分離を避けるべく、沖縄民政府側が「本土並み」を志向するのは十分考えられる。また、3で検証したように、『社会科について』が『社会科編I』を模倣して作成されたのは明らかである。このことから、沖縄の教育行政に関わっていた人々は、占領初期の段階で、すでに「本土並み」を志向していたと言えるのではないだろうか。

本稿では、占領下の沖縄における社会科誕生の経緯から、本土の教育法令や制度等の導入における、本土と沖縄の時間的なズレの原因として、沖縄の教育行政側の「本土並み」志向が影響していることを示唆した。だが、対沖縄教育占領政策方針が反映されていると考えられる、社会科導入の前段階で存在していた、人文科「公民」「歴史」「地理」のガリ版刷り教科書について、検証できなかった。米軍政府教育部は、ガリ版刷り教科書の編纂に力を注いでいたが、その編纂過程や教科書内容を分析することで、占領初期のアメリカによる対沖縄教育占領政策方針の一端を知ることができるだろう。また、その教科書で扱われている題材や内容には、執筆者であった、沖縄の教育行政側の志向が反映されていると考えられる。紙面の関係上、それらの検証には至らなかったが、今後の課題としたい。

【註】

- 1 本稿での沖縄の範囲は、北緯30度以南与那国島までの領域とする。その領域はさらに奄美群島、沖縄群島、宮古群島、八重山群島に分けられるが、アメリカ占領政策の中心であった沖縄群島を中心に論じる。
- 2 川平成雄『沖縄空白の一年 1945-1946』吉川弘文館、2011年、203-204頁。
- 3 同上
- 4 小林文人「教育基本法と沖縄—社会教育との関連をふくめて—」『教育学研究』第65巻第4号、1998年、62-63頁。
- 5 森田俊男『アメリカの沖縄教育政策』明治図書、1966年。
- 6 「沖縄の道」とは、新沖縄建設の精神のことで、「初等学校教科書編集方針」（1946年4月）の「編集方針の具体化」にある、「沖縄の歴史を貫いて一貫せる精神は舟楫を以て津梁と為す発展精神である」に起因する。
- 7 森田前掲書、35頁。
- 8 大内義徳「アメリカの対沖縄占領教育政策」『沖縄文化研究』21、沖縄文化研究所、1995年、257-383頁。
- 9 小林前掲論文、62-70頁。
- 10 小林前掲論文、64頁。
- 11 沖縄県教育委員会編『沖縄の戦後教育史』、1977年。なお、八重山や宮古は六・三・三制導入と同時に教育基本法・学校教育法が公布されたが、沖縄と奄美は同時ではない。群島毎に六・三・三制の導入時期や経緯が異なるのは、注目すべき点である。
- 12 小林前掲論文、63頁。

- 13 那覇市教育委員会編『那覇市教育史』通史編、2002年、205-206頁。
- 14 “Directives for Military Government in the Japanese Outlying Islands”（統合参謀本部指令第1231号「日本の周辺諸島における軍政府に関する指令」）沖縄公文書館所蔵、171-190頁 [資料コード0000064621]。
- 15 川平前掲書、203-204頁。
- 16 川平前掲書、203頁。
- 17 川平前掲書、204頁。
- 18 川平前掲書、211頁。
- 19 ゴールドン・ワーナー『戦後の沖縄教育史』日本文化科学社、1972年、46頁。
- 20 大内前掲論文。
- 21 沖縄軍政計画の作戦指令第7号“Operation Directive No.7” 6/1/1945の詳細な手引き。英文のタイトルは、“Technical Buiietin”, 25/2/1945 Headquarters, Tenth Army Military Government Sectionである。
- 22 同上、270頁。
- 23 同上、271頁。
- 24 大内前掲論文、272頁。
- 25 川満彰「沖縄本島における米軍占領下初の学校「高江洲小学校」—米軍占領下初の学校設立の再興とその教員と子どもたち」『地域研究』No.7、沖縄大学地域研究所、2010年、47-60頁。
- 26 沖縄県教育委員会編前掲書、9頁。
- 27 琉球政府文教局研究調査課編『琉球史料』第三集教育編、1958年、510頁。
- 28 沖縄県教育委員会編前掲書、33頁。
- 29 沖縄県教育委員会編前掲書、5頁。
- 30 沖縄教育連合会刊「新学制六・三・三を語る—山城文教部長と一問一答—」『新教育』第1号、1948年8月（沖縄県教育委員会編『沖縄の戦後教育史 資料編』1978年、486-489頁所収）。
- 31 沖縄県教育委員会編前掲書、40頁。
- 32 沖縄文教部「教科科目時間配当表に関する件」1946年4月16日（琉球政府文教局研究調査課編前掲書、197-198頁所収）。
- 33 琉球政府文教局研究調査課編前掲書、249-251頁。
- 34 沖縄県教育委員会編前掲書、32頁。
- 35 沖縄文教部編『公民科教育資料 礼法要項』、発行年不明（推定1946年）。
- 36 沖縄文教部編『沖縄歴史』、発行年不明（推定1946年）。
- 37 沖縄では、小学校は八・四制の開始以来、中学校は1948年度以後1952年に琉球教育法が公布されるまで、それぞれ初等学校、中等学校と称していた。また、1948年度に高等学校社会科の実施状況が明記されている資料等は管見の限りない。『沖縄の戦後教育史』によると、本土で実施されていた形態である、1年次に必修科目として一般社会を、2・3年次に一般社会、国史、世界史、人文地理、時事問題の中から1科目を選択して履修するようになったのは、1950年の半ばからである（沖縄県教育委員会編前掲書、1977年、528頁）。
- 38 文教部編『社会科について』、1948年。
- 39 同上、「はしがき」より。
- 40 文部省編『昭和22年度学習指導要領社会科編I（試案）』東京書籍、1947年、1頁。
- 41 新崎盛暉編『沖縄現代史への提言 下』沖縄タイムス社、1982年、193-194頁。
- 42 小熊英二『〈日本人の境界〉 沖縄・アイヌ・台湾・朝鮮 植民地支配から復帰運動まで』新曜社、1998年、483頁。
- 43 奥平一『戦後沖縄教育運動史—復帰運動における沖縄教職員の光と影』ポーターインク、2010年。